日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書（案）

戦後81年目の夏、広島、長崎で平和記念式典が開催され、平和宣言では核の抑止力に依存する政治から脱却し、核兵器廃絶への道の決意が示されました。長崎市長は宣言で核兵器は「絶対悪」だと断じました。

そのなかで、高市首相は「政府としては非核三原則を政策上の方針として堅持している」と述べるにとどめ、将来も堅持するとは明言しませんでした。

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、1967年に当時の佐藤榮作内閣総理大臣が国会で表明し、1971年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として国会決議を積み重ね、歴代内閣もこれを堅持してきました。

また、我が国は被爆国として「核兵器のない世界」を希求し、1996年以降、毎年国連に核兵器廃絶決議案を提出してきました。

さらに、市原市は、「わが国の提唱する非核三原則を遵守し、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮の推進を強く訴え、もって世界の恒久平和を願うものである。」という非核平和都市宣言を1984年に決議しています。

しかしながら、現在、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴う非核三原則の見直しを懸念する声があります。

核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものです。

81年前の広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないため、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない平和な世界」の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命です。

よって、市原市議会は日本政府に対して、下記の事項を強く求めます。

１．日本政府は非核三原則を将来にわたり堅持すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

2026年　月　日

内閣総理大臣　高市　早苗　様
内閣官房長官　木原　稔　　様
外務大臣　　茂木　敏充　様
防衛大臣　　小泉　進次郎様
衆議院議長　　森　　英介　様
参議院議長　　関口　昌一　様

市原市議会議長　山内　一平

紹介議員　駒形八寿子　㊞

１　件　　名　　日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書

２　要　　旨

戦後81年目の夏、広島、長崎で平和記念式典が開催され、平和宣言では核の抑止力に依存する政治から脱却し、核兵器廃絶への道の決意が示されました。長崎市長は宣言で核兵器は「絶対悪」だと断じました。

そのなかで、高市首相は「政府としては非核三原則を政策上の方針として堅持している」と述べるにとどめ、将来も堅持するとは明言しませんでした。

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、1967年に当時の佐藤榮作内閣総理大臣が国会で表明し、1971年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として国会決議を積み重ね、歴代内閣もこれを堅持してきました。

また、我が国は被爆国として「核兵器のない世界」を希求し、1996年以降、毎年国連に核兵器廃絶決議案を提出してきました。

さらに、市原市は、「わが国の提唱する非核三原則を遵守し、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮の推進を強く訴え、もって世界の恒久平和を願うものである。」という非核平和都市宣言を1984年に決議しています。

しかしながら、現在、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴う非核三原則の見直しを懸念する声があります。

核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものです。

81年前の広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないため、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない平和な世界」の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命です。

よって、下記の事項を強く求めます。

１．日本政府は非核三原則を将来にわたり堅持すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、上記を求める意見書を提出することを要請します。

2026年８月21日

市原市議会議長　山内　一平　様

提出者　住　所　市原市北国分寺台2-12-31

氏　名　加藤　和夫　　㊞

電話番号 0436-41-7665